

Japan tax alert

EY税理士法人

トルコ税務当局が、個人居住者向けに電子サービスを提供する非居住者に対するVATガイダンスを発行 - 初回申告期限が迫る

EY税理士法人アラートライブラリー

EY税理士法人が発行したすべてアラートは、下記サイトからご覧になれます。

<https://www.eytax.jp/tax-library/newsletters/index.html>

エグゼクティブ・サマリー

トルコで付加価値税(VAT)登録をしていない個人居住者に、電子サービスを提供するトルコ非居住者のVAT納税義務を定める改正が、2018年1月1日付で施行されました。

2018年1月31日、トルコの歳入庁はこの納税義務に関する指針を発表しました。指針において初回のVAT申告について移行期間が設けられており、2018年1月から3月の間に提供された電子サービスに係るVATの申告期限は2018年4月24日となっています。また、当該期間のVAT納付期限は、2018年4月26日です。

詳細

背景

法律第7061号¹により、付加価値税法を改正する規定が導入されました。

この規定により、トルコに居所、職場、登記された本店又はビジネスセンターを持たない者(自然人及び法人の非居住者)は、VAT登録をしていないトルコの個人に提供した電子サービスに係るVATの申告及び納付が求められます。当該規定はまた、財務省が電子サービスの範囲並びに、VAT適用の手続き及び原則を決定する権限を有することを定めています。

同省歳入局は、2018年1月31日付の官報においてこの指針を発表しました。指針に含まれる手続き及び原則は、2018年1月1日に遡及して発効されます。

1. 2017年12月5日付、EY Global Tax Alert, Turkey enacts new Law to increase revenues 参照(英文)。

VAT登録

指針では、トルコでVAT登録をしていないトルコの個人居住者に電子サービスを提供する非居住者は、「電子サービス提供者の特別VAT納税義務」として登録しVAT申告を行うことを定めています。

VAT登録に係る免税基準額はありません。

これらの非居住者は、提供したサービスに係るVATについて、第3号VAT申告書(VAT Return No.3)によりオンラインで申告しなければなりません。

VAT登録について、非居住者である電子サービス提供者は、初回VAT申告期限までにオンラインで所定の申請フォーム(www.digitalservice.gib.gov.trで入手可能)に記入のうえ提出する必要があります。

上記申請が承認され次第VAT登録が完了し、納税者にユーザー名とパスワードが提供されます。

VATの申告と納付

VAT申告及び納付手続きの概要は以下のとおりです。

- ▶ 申告方法: 第3号VAT申告書のオンライン申告
- ▶ 通貨: トルコリラ
- ▶ 期限: 各課税期間(月次)の翌月24日まで

非居住者のVAT納税義務は、2018年1月1日より生じていることに注意が必要です。

公表された指針において、初回申告については移行期間が設けられており、2018年1月から3月に提供された電子サービスに係るVATは2018年4月24日までに申告する必要があります。

VAT納付は、申告月の26日までにに行われる必要があります。税務署及び指定銀行で納付できるほか、指定銀行のデビットカード又はクレジットカードを使用してトルコ歳入局のウェブサイト(www.gib.gov.tr)を通じて納付を行うことができます。

サービス料が外貨建ての場合、VAT課税事象が生じた日の買為替レート(官報に掲載されるトルコ中央銀行のレート)に基づいてトルコリラに換算する必要があります。

サービス提供者が不明な場合に申告及び納付義務を負う者

電子サービス提供者が明示されず、また当事者間のサービス契約にも反映されておらず、且つ電子サービス又はサービス提供者に関する情報が請求書又は関連文書に明示されていない場合、VAT課税対象となる電子サービスは、仲介事業者が申告・納付義務を負います。

一方で、顧客に対する支払要請及びサービスの一般条件の決定権限を有する又は、サービスを実施する義務を負う者は、電子サービス提供者とみなされます。

特別納税義務者として登録された非居住電子サービス提供者に対する免除規定

特別VAT納税者として登録された非居住者の電子サービス提供者は、取引が生じない課税期間についてVAT申告書を提出する必要はありません。また、以下の免除規定が設けられています。

- ▶ 記帳義務を負わない
- ▶ VAT申告に対する公認会計士の署名義務を負わない
- ▶ 事業開始に係る申告書の提出義務を負わない

仕入に係る仮払VATの控除制度

指針において、トルコで特別VAT納付義務を有する電子サービス提供者に対する仕入税額控除が認められています。非居住者が提供するサービスがVAT特別納税義務の対象となるVAT申告に関連するものである場合、提供者はトルコ国内のVAT納税義務者からの物品又はサービス仕入に関連して支払ったVATについて、提供する電子サービスに紐付く部分を控除することができます。

申告納税義務の不履行

指針で規定されている要件を遵守しない非居住者の電子サービス提供者は、トルコ税務手続き法第213号に規定される罰則の対象となります。

今後の影響

指針において、電子サービスの範囲は明示されていません。したがって、電子的及びオンラインで提供されるすべてのサービスは、電子サービスの対象になると考えられます。

また、電子サービス提供者による、顧客であるトルコ居住者の税務ステータス(トルコにおけるVAT登録の有無)の判別方法についてはまだ明らかにされていません。

本アラートに関するお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。

EY税理士法人

大平 洋一
古市 泰之

パートナー
マネージャー

yoichi.ohira@jp.ey.com
yasuyuki.furuichi@jp.ey.com

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
 2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- * なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。



@EY_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等ございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンド コミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、www.eytax.jp をご覧ください。

© 2018 Ernst & Young Tax Co.
All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20180315

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.eytax.jp